



セカンドオピニオン

大垣共立銀行 ポジティブインパクトファイナンス

2025 年 3 月 31 日

NGF ホールディングス株式会社

サステナブルファイナンス本部

担当アナリスト：石井 雅之

格付投資情報センター(R&I)は大垣共立銀行が NGF ホールディングスに対して実施するポジティブインパクトファイナンスについて国連環境計画・金融イニシアティブ(UNEP FI)が制定したポジティブインパクト金融原則(PIF 原則)に適合していることを確認した。

R&I は別途、大垣共立銀行のポジティブインパクトファイナンス実施体制が PIF 原則に適合していることを確認している¹。今回のファイナンスに関して大垣共立銀行の調査資料の閲覧と担当者への質問を実施し、実施体制の業務プロセスが PIF 原則に準拠して適用されていることを確認した。

大垣共立銀行が実施するインパクトファイナンスの概要は以下のとおり。

(1) 対象先

社名	NGF ホールディングス株式会社
所在地	愛知県名古屋市
設立	2018 年 12 月
資本金	96 百万円
事業内容	NGF グループ全体の経営機能および、NGF グループ各社の管理業務 ※グループ企業(完全子会社のみ) 日本ゼネラルフード株式会社(給食事業) 東京ケータリング・ホールディングス株式会社(給食事業、コンビニ事業) 日本ケータリング株式会社(配送弁当、ケータリング事業) 株式会社レッティ(ソフトウェア開発) 株式会社 flippers(外食事業、人材派遣事業、海外人材事業) 日本ゼネラルサポート株式会社(無農薬野菜栽培事業)
売上高	41,428 百万円(2024 年 8 月期・連結)
従業員数	11,913 名(2024 年 12 月末時点・連結)

(2) インパクトの特定

大垣共立銀行は対象先の事業内容や活動地域等についてヒアリングを行い、バリューチェーンの各段階において発現するインパクトを分析し、特定したインパクトカテゴリを SDGs に対応させてインパクトニーズを確認した。また、当社の事業活動が影響を与える地域におけるインパクトニーズとの整合性について、持続可能な開発ソリューションネットワーク(SDSN)が提供する SDG ダッシュボードなどを参照し確認した。

¹ 2023 年 1 月 19 日付セカンドオピニオン「大垣共立銀行 ポジティブインパクトファイナンス実施体制」

https://www.r-i.co.jp/news_release_suf/2023/01/news_release_suf_20230119_jpn.pdf

(3) インパクトの評価

大垣共立銀行は特定したインパクトの実現を測定できるようインパクトの内容を整理して KPI を設定した。ポジティブインパクトは SDGs 達成に寄与する取り組みとして追加性があると判断した。また、大垣共立銀行が掲げる重点課題(マテリアリティ)と方向性が一致することを確認した。

① CO₂ 削減に向けた取組の推進

インパクトの種類	環境的側面においてネガティブインパクトを縮小
インパクトカテゴリ	「大気」「気候」
関連する SDGs	 
内容・対応方針	・省エネ設備等の導入や自社保有車の環境対応車への切り替え等により、カーボンニュートラル実現に向けた取り組みを推進する
KPI と目標	・2025 年度までにグループ全体(企業食堂等受託先を除く)の CO ₂ 排出量の算定を開始、削減計画を策定し、以降削減を進める ・グループ保有の自動車について、2030 年度までに環境対応車(FCV、EV、HV 等)の割合を 60%以上にする (2023 年度実績:32%・・・環境対応車 101 台／保有台数 314 台)※ ※営業等車両:155 台、うち環境対応車 80 台 配送用車両:159 台、うち環境対応車 21 台

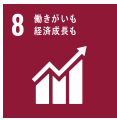
② 食品ロス削減の促進

インパクトの種類	環境的側面においてネガティブインパクトを縮小
インパクトカテゴリ	「廃棄物」
関連する SDGs	
内容・対応方針	・正確な需要予測や献立の工夫、喫食者への喚起等により食品ロス削減を推進する
KPI と目標	・日本ゼネラルフードの生ごみ発生量(顧客一人当たり)を、2030 年度までに 2023 年度比 10%削減する (2023 年度実績:70.1 g)

③ 美味しい料理とホスピタリティを通じた利用者の健康へのサポート

インパクトの種類	社会的側面においてポジティブインパクトを拡大
インパクトカテゴリ	「食品」「健康・衛生」
関連する SDGs	 
内容・対応方針	・バランス良く工夫されたメニューを提供するとともに、スマートミール認定(※)取得のサポートを行い、取引先の健康経営に貢献する ※生活習慣病予防等を目的として健康的で栄養バランスのとれた食事(スマートミール)を提供する企業食堂等を認定するもので、一般社団法人健康な食事・食環境コンソーシアムが審査・認定を行う
KPIと目標	・2030 年度までに、日本ゼネラルフードが食品提供を受託する取引先におけるスマートミール認定事業所を延べ 15 事業所以上にする (2023 年度実績:7 事業所)

④ 働きやすい職場環境の構築

インパクトの種類	社会的側面においてポジティブインパクトを拡大 社会的側面においてネガティブインパクトを縮小
インパクトカテゴリ	「雇用」
関連する SDGs	
内容・対応方針	・産休育休取得や職場復帰サポートなどにより、女性の定着・活躍、多様性のある職場づくりに努めるとともに、有給休暇の積極的な取得推進などによりワーク・ライフ・バランスを向上させる
KPIと目標	・2030 年度までに日本ゼネラルフードの女性管理職比率(店長以上)を 30%以上にする (2023 年度実績:25.5%) ・2030 年度までに日本ゼネラルフードの平均有給休暇取得率を 65%以上にする (2023 年度実績:55.4%)

(4) モニタリング

大垣共立銀行は対象先の担当者との会合を少なくとも年に 1 回実施し、本 PIF で設定した KPI の進捗状況について共有する。日々の営業活動を通じた情報交換も行い対象先のインパクト実現に向けた支援を実施する。

以 上

【留意事項】

本資料に関する一切の権利・利益（著作権その他の知的財産権及びノウハウを含みます）は、特段の記載がない限り、R&Iに帰属します。R&Iの事前の書面による承諾無く、本資料の全部又は一部を使用（複製、改変、送信、頒布、譲渡、貸与、翻訳及び翻案等を含みます）することは認められません。

R&Iは、本資料及び本資料の作成に際して利用した情報について、その正確性、適時性、網羅性、完全性、商品性、及び特定目的への適合性その他一切の事項について、明示・黙示を問わず、何ら表明又は保証をするものではありません。

また、本資料に記載された情報の誤り、脱漏、不適切性若しくは不十分性、又はこれらの情報の使用に関連して発生する全ての損害、損失又は費用について、債務不履行、不法行為又は不当利得その他請求原因の如何やR&Iの帰責性を問わず、いかなる者に対しても何ら義務又は責任を負いません。

セカンドオピニオンは、信用格付業ではなく、金融商品取引業等に関する内閣府令第299条第1項第28号に規定される関連業務（信用格付業以外の業務であって、信用格付行為に関連する業務）です。当該業務に関しては、信用格付行為に不当な影響を及ぼさないための措置と、信用格付と誤認されることを防止するための措置が法令上要請されています。

セカンドオピニオンは、企業等が環境保全及び社会貢献等を目的とする資金調達のために策定するフレームワークについての公的機関又は民間団体等が策定する当該資金調達に関連する原則等との評価時点における適合性に対するR&Iの意見です。R&Iはセカンドオピニオンによって、適合性以外の事柄（債券発行がフレームワークに従っていること、資金調達の目的となるプロジェクトの実施状況等を含みます）について、何ら意見を表明するものではありません。また、セカンドオピニオンは資金調達の目的となるプロジェクトを実施することによる成果等を証明するものではなく、成果等について責任を負うものではありません。セカンドオピニオンは、いかなる意味においても、現在・過去・将来の事実の表明ではなく、またそのように解されてはならないものであるとともに、投資判断や財務に関する助言を構成するものでも、特定の証券の取得、売却又は保有等を推奨するものでもありません。セカンドオピニオンは、特定の投資家のために投資の適切性について述べるものでもありません。R&Iはセカンドオピニオンを行うに際し、各投資家において、取得、売却又は保有等の対象となる各証券について自ら調査し、これを評価していただくことを前提としております。投資判断は、各投資家の自己責任の下に行われなければなりません。

R&Iがセカンドオピニオンを行うに際して用いた情報は、R&Iがその裁量により信頼できると判断したものではあるものの、R&Iは、これらの情報の正確性等について独自に検証しているわけではありません。R&Iは、セカンドオピニオン及びこれらの情報の正確性、適時性、網羅性、完全性、商品性、及び特定目的への適合性その他一切の事項について、明示・黙示を問わず、何ら表明又は保証をするものではありません。

R&Iは、R&Iがセカンドオピニオンを行うに際して用いた情報、セカンドオピニオンの意見の誤り、脱漏、不適切性若しくは不十分性、又はこれらの情報やセカンドオピニオンの使用に起因又は関連して発生する全ての損害、損失又は費用（損害の性質如何を問わず、直接損害、間接損害、通常損害、特別損害、結果損害、補填損害、付随損害、逸失利益、非金銭的損害その他一切の損害を含むとともに、弁護士その他の専門家の費用を含むものとします）について、債務不履行、不法行為又は不当利得その他請求原因の如何やR&Iの帰責性を問わず、いかなる者に対しても何ら義務又は責任を負わないものとします。セカンドオピニオンに関する一切の権利・利益（特許権、著作権その他の知的財産権及びノウハウを含みます）は、R&Iに帰属します。R&Iの事前の書面による承諾無く、評価方法の全部又は一部を自己使用の目的を超えて使用（複製、改変、送信、頒布、譲渡、貸与、翻訳及び翻案等を含みます）し、又は使用する目的で保管することは禁止されています。

セカンドオピニオンは、原則として発行体から対価を受領して実施したものです。

R&IのR&Iグリーンボンドアセスメントは、グリーンボンドで調達された資金が、環境問題の解決に資する事業に投資される程度に対するR&Iの意見です。R&Iグリーンボンドアセスメントでは、グリーンボンドフレームワークに関してのセカンドオピニオンを付随的に提供する場合があります。対象事業の環境効果等を証明するものではなく、環境効果等について責任を負うものではありません。R&Iグリーンボンドアセスメントは、信用格付業ではなく、金融商品取引業等に関する内閣府令第299条第1項第28号に規定される関連業務（信用格付業以外の業務であって、信用格付行為に関連する業務）です。当該業務に関しては、信用格付行為に不当な影響を及ぼさないための措置と、信用格付と誤認されることを防止するための措置が法令上要請されています。

R&Iグリーンボンドアセスメントは、いかなる意味においても、現在・過去・将来の事実の表明ではなく、またそのように解されてはならないものであるとともに、投資判断や財務に関する助言を構成するものでも、特定の証券の取得、売却又は保有等を推奨するものでもありません。R&Iグリーンボンドアセスメントは、特定の投資家のために投資の適切性について述べるものでもありません。R&IはR&Iグリーンボンドアセスメントを行うに際し、各投資家において、取得、売却又は保有等の対象となる各証券について自ら調査し、これを評価していただくことを前提としております。投資判断は、各投資家の自己責任の下に行われなければなりません。

R&IがR&Iグリーンボンドアセスメントを行うに際して用いた情報は、R&Iがその裁量により信頼できると判断したものではあるものの、R&Iは、これらの情報の正確性等について独自に検証しているわけではありません。R&Iは、これらの情報の正確性、適時性、網羅性、完全性、商品性、及び特定目的への適合性その他一切の事項について、明示・黙示を問わず、何ら表明又は保証をするものではありません。

R&Iは、資料・情報の不足や、その他の状況により、R&Iの判断でR&Iグリーンボンドアセスメントを保留したり、取り下げたりすることがあります。

R&Iは、R&IがR&Iグリーンボンドアセスメントを行うに際して用いた情報、R&IのR&Iグリーンボンドアセスメントその他の意見の誤り、脱漏、不適切性若しくは不十分性、又はこれらの情報やR&Iグリーンボンドアセスメントの使用、あるいはR&Iグリーンボンドアセスメントの変更・保留・取り下げ等に起因又は関連して発生する全ての損害、損失又は費用（損害の性質如何を問わず、直接損害、間接損害、通常損害、特別損害、結果損害、補填損害、付随損害、逸失利益、非金銭的損害その他一切の損害を含むとともに、弁護士その他の専門家の費用を含むものとします）について、債務不履行、不法行為又は不当利得その他請求原因の如何やR&Iの帰責性を問わず、いかなる者に対しても何ら義務又は責任を負わないものとします。

R&Iグリーンボンドアセスメントは、原則として申込者から対価を受領して実施したものです。

【専門性・第三者性】

R&Iは2016年にR&Iグリーンボンドアセスメント業務を開始して以来、多数の評価実績から得られた知見を蓄積しています。2017年からICMA（国際資本市場協会）に事務局を置くグリーンボンド原則／ソーシャルボンド原則にオブザーバーとして加入しています。2018年から環境省のグリーンボンド等の発行促進体制整備支援事業の発行支援者（外部レビュー部門）に登録しています。また、2022年から経済産業省の温暖化対策促進事業におけるトランジション・ファイナンスの指定外部評価機関に採択されています。

R&Iの評価方法、評価実績等についてはR&Iのウェブサイト（<https://www.r-i.co.jp/rating/esg/index.html>）に開示しています。

R&Iは2022年12月、金融庁が公表した「ESG評価・データ提供機関に係る行動規範」（以下、「行動規範」という。）の趣旨に賛同し、これを受け入れる旨を表明しました。行動規範の6つの原則とその実践のための指針へのR&Iの対応状況についてはR&Iのウェブサイト（<https://www.r-i.co.jp/rating/products/esg/index.html>）に開示しています（以下、「対応状況の開示」という。）。

R&Iと資金提供者及び資金調達者との間に利益相反が生じると考えられる資本関係及び人的関係はありません。

なお、R&IはESGファイナンスによる資金提供あるいは資金調達を行う金融機関との間で、金融機関の顧客にR&IのESGファイナンス評価を紹介する契約を締結することがありますが、R&Iは、独立性を確保する措置を講じています。詳細は対応状況の開示をご覧ください。